

事業主の皆さまへ

労働保険料（第2期）納期限のお知らせ

※1

納付期限 ※2	11月2日（月）
口座振替納付日 ※3	11月16日（月）

※1 第2期は、労働保険料の延納が認められた場合に対象となります。

※2 口座振替を利用しない場合の納付期限です。

納付書は納付期限の概ね10日前に送付されます。

※3 口座振替納付日の約2～3週間前に引落内容をハガキでお知らせします。

労働保険料は「口座振替」が便利です！

保険料納付のために、金融機関に行く手間や待ち時間が解消されます。

手数料はかかりません。

口座振替依頼書は下記のリンク先からダウンロードできます。

ご記入のうえ、口座振替を希望する取扱金融機関の窓口にご提出ください。

（口座振替の申込について）

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/kouza_moushikomi.html

問い合わせ先： 佐賀労働局総務部労働保険徴収室
電話 0952-32-7168